



二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合しない特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区千住曙町地内)

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和七年六月二十五日

東京都知事 小池 百合子

◎東京都告示第七百三十四号

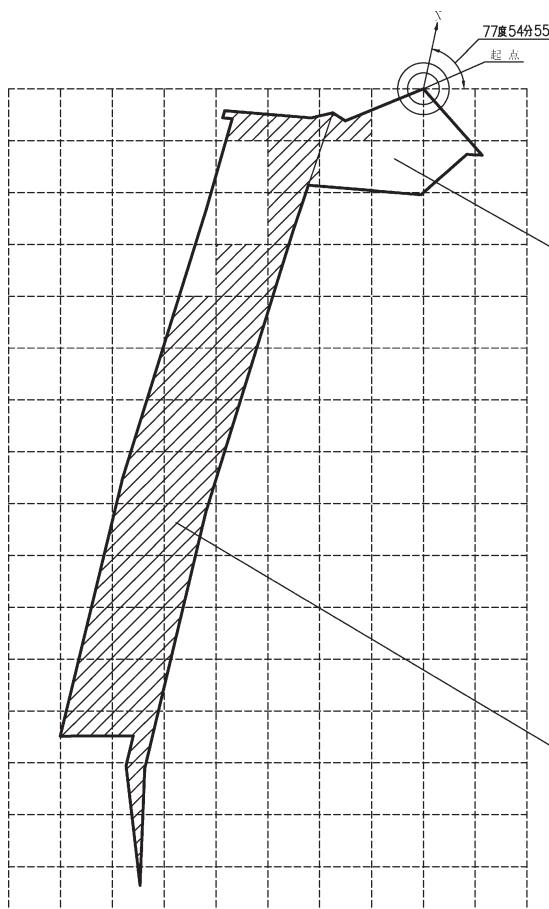
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

同右

十五番の一の一部、同番二、同番九、六十番二の一部、六十六番五、一部、同番六、六十七番二及び同番三の一	十五番の一の一部、同番二、同番九、六十番二の一部、六十六番五、一部、同番六、六十七番二及び同番三の一
幅員四・〇〇	幅員四・〇〇
あきる野市引田字阿岐野六十八番二の一	延長三三・八〇
幅員四・〇〇	幅員四・〇〇



別図

【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- : 筆境界
- ▨: 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、座標(X=-28418.93、Y=-2015.371)とする。  
※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(77度54分55.42秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

## ● 東京都告示第七百三十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條  
第二項の規定により、令和六年東京都告示第五百七十七号  
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第  
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次  
のとおり告示する。

令和七年六月二十五日

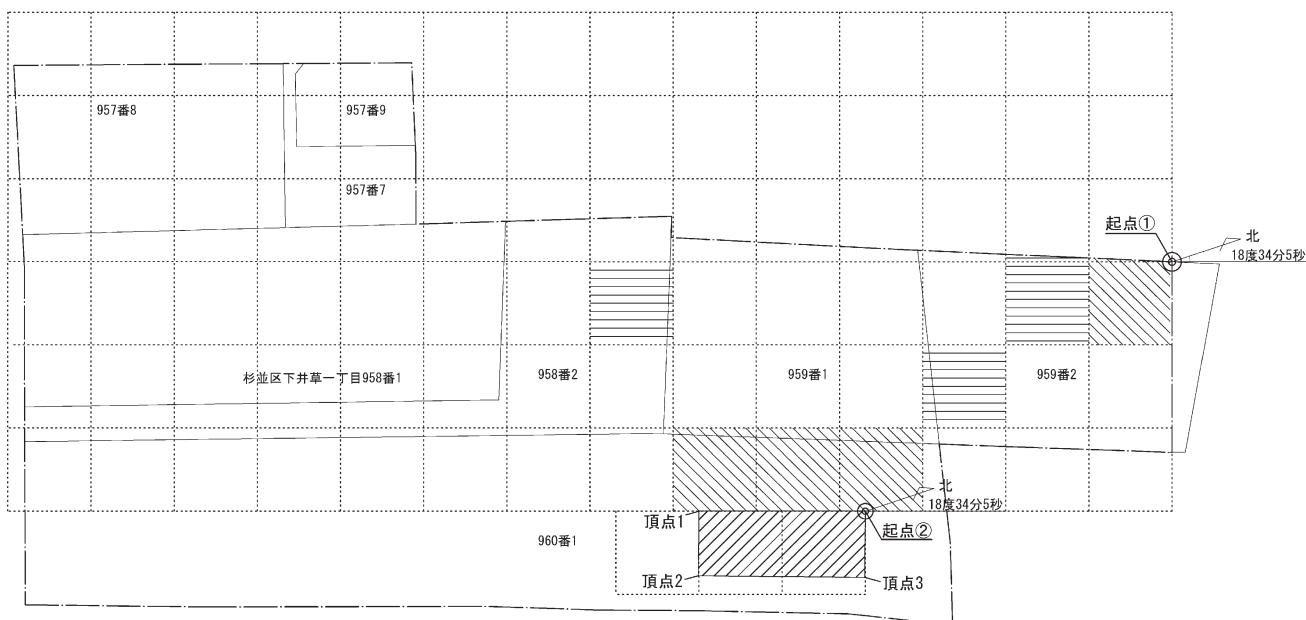
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（杉並区下井草一  
丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準  
に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及び  
その化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

## 別図



## 【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- : 筆境界
- : 指定を解除する区域
- : 形質変更時要届出区域  
(令和6年東京都告示第577号により指定した区域)
- : 形質変更時要届出区域  
(令和6年東京都告示第1026号により指定した区域)
- : 調査対象地

## 【起点】

起点①は、座標 ( $X=-31513.640, Y=-18050.357$ )  
とする。  
起点②は、座標 ( $X=-31557.866, Y=-18034.545$ )  
とする。

## 【格子の回転角度（18度34分5秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西  
方向及び南北方向に引いた線並びに  
これらと平行して10m間隔で引いた線  
により構成されている格子を、起点を  
中心として、右回りに回転させた角度  
を示す。

## 【座標データ】

頂点	X 座標	Y 座標
1	-31577.131	-18040.035
2	-31579.675	-18032.700
3	-31576.762	-18041.099

※起点及び頂点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）  
の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

## ●東京都告示第七百三十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十五条の六第一項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第八十八条第二項第一号の規定により、次のように告示する。

令和七年六月二十五日

東京都知事 小池百合子  
一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名  
武陽液化ガス株式会社  
代表取締役 山下敬一

## 二 所在地

羽村市神明台四丁目七番地の六

## 三 認定の内容

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号)第四十一条第一号に掲げる基準による認定

## 告示(選)

## ●東京都選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十一号)においてその例によらないものである場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことがやめる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

令和七年六月二十五日

東京都選挙管理委員会

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十号)においてその例によらないものである場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことがやめる施設を次のとおり指定した。

施設の名称	所在地	東京都選挙管理委員会
特別養護老人ホーム ノルマ(ショートステイ)	台東区千束三丁目二十八番十三号	特別養護老人ホーム 千葉東区千束二丁目二十八番十三号
特別養護老人ホーム ノルマ(ショートステイ)	台東区蔵前一丁目十一番七号	特別養護老人ホーム 蔵前一丁目十一番七号
泉(ショートステイ)	大田区下丸子三丁目二十二番三号	泉(ショートステイ)
特別養護老人ホーム 竜	台東区竜泉二丁目十番八号	特別養護老人ホーム 竜
慈誠会・光が丘病院	大田区大森南四丁目十五番一号	慈誠会・光が丘病院
慈誠会・光が丘介護医療院	練馬区光が丘二丁目十一番一号	慈誠会・光が丘介護医療院
河北総合病院 分院	練馬区光が丘二丁目十一番一号	河北総合病院 分院
杉並区阿佐谷北一丁目六番二十号	世田谷区上用賀三丁目十九番八号	杉並区阿佐谷北一丁目六番二十号
介護老人保健施設 るうけんくがやま	世田谷区北烏山二丁目十四番二十一号	介護老人保健施設 るうけんくがやま
有料老人ホーム フランシスコ・ヴィラ	世田谷区上用賀三丁目十九番八号	有料老人ホーム フランシスコ・ヴィラ
日蒲病院	大田区下丸子三丁目二十二番三号	日蒲病院
介護老人保健施設 るうけんくがやま	世田谷区北烏山二丁目十四番二十一号	介護老人保健施設 るうけんくがやま
特別養護老人ホーム 蔵	台東区蔵前一丁目十一番七号	特別養護老人ホーム 蔵

## 規則(公)

## ●東京都選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十一号)においてその例によらないものである場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことがやめる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

令和7年6月25日

東京都公安委員会

## ●東京都公安委員会規則第9号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則  
東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第4号コ(シ)中「(サ)」を「(ス)」に改め、同号コ(シ)を同号コ(セ)とし、同号コ(サ)の次に次のように加える。  
(セ) 保健師、看護師又は准看護師が医師の指示に基づく緊急訪問のため使用中の車両

(ス) 助産師が緊急訪問のため使用中の車両  
第2条第2項中「別記様式第3の申請書により」及び「次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める申請書により」を削り、「又は警察署長を経由し

て、」の次に「別記様式第3の申請書により」を加え、同項各号を削り、同条第3項第1号イ及びウを次のように改める。

イ 当該車両に係る用務を疎明する書面  
ウ 第1項第3号コ(ケ)に掲げる車両に係る標章の交付を受けようとする場合は、当該車両に該当することを疎明する書面（アの書面では当該車両に該当することを疎明することができない場合に限る。）

第2条第3項第2号イ中「の住民票の写し」を「が本人であることを確認するに足りる書面」に改め、同条第5項

中「第3条の2第7項」を「第3条の2第9項」に、「第4号コ」を「第1項第4号コ」に改め、同条第7項中「別記様式第4の4」を「別記様式第4」に改め、同条第8項中「別記様式第4の5の記載事項変更届出書」を「別記様式第4の2の記載事項変更届」に改める。

第3条の2第1項第4号及び同条第2項第4号中「およそ不可能」を「困難」に改め、同条第10項中「第6項」を「第8項」に、「交付を受けた警察署長に返納しなければ」を「廃棄しなければ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第9項中「第6項」を「第8項」に、「第5項」を「第7項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項中「第6項」を「第8項」に、「別記様式第5」を「別記様式第5の2」に改め、「申請し、」を削り、同項を同条第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 第8項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第5の3の記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出し、当該駐車許可

証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第3条の2第7項を同条第9項とし、同条第6項中「別記様式第5の2」を「別記様式第5」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、第4号を削り、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 前項本文の規定にかかわらず、駐車しようとする場所を管轄する警察署長が必要ないと認めたときは、同項第1号及び第2号に掲げる書面の一部又は全部を添付することを要しない。

第3条の2第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の申請書は、用務の性質上、駐車しようとする場所が2以上の警察署の管轄区域にわたる場合は、そのいずれかの警察署長に提出すれば足りる。

第12条第2項第2号中「免許証」を「運転免許証（以下「免許証」という。）」に改める。

別記様式第3から別記様式第4の2までを次のように改める。

。

別記様式第3(第2条関係)

除外標章交付申請書	
年 月 日	
東京都公安委員会 殿	
住所(所在地)	
ふりがな	
氏名(名称)	
電話番号	
その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示されている番号	
除外を受けようとする期間	
除外を受けようとする区間	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する。
除外を受けようとする理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する。
備考	

別記様式第4(第2条関係)

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
東京都公安委員会 殿	
住所(所在地)	
ふりがな	
氏名(名称)	
電話番号	
その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記様式第4の2（第2条関係）

除外標章記載事項変更届

年 月 日

東京都公安委員会 殿	除外標章記載事項変更届
住所（所在地） ふ り が な	年 月 日
氏名（名稱） 電話番号 その他の連絡先	
標章の名稱	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

別記様式第4の3から別記様式第4の5までを削る。  
別記様式第5及び別記様式第5の2を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とする。

別記様式第5(第3条の2関係)

駐車許可申請書

年 月 日

警察署長 殿

住所(所在地)

申請者 氏名(名称)

電話

番号標に表示  
されている番号許可を受けよう  
とする日 時 期  
間許可を受けよう  
する場 所許可を受けよう  
する理 由第  
号

駐車許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件

別記様式第5の2(第3条の2関係)

駐車許可証再交付申請書

年 月 日

警察署長 殿

住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号  
その他の連絡先

許可証番号

許可証交付年月日

再交付申請の理由

年 月 日

警察署長印

備考1 申請者は太枠内を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記様式第5の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第5の3（第3条の2関係）

駐車許可証記載事項変更届	年	月	日
警察署長 殿			

住所（所在地）	
氏名（名称）	

電話番号	
その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	

## 公 告

街区境界調査成果の認証について

杉並区における街区境界調査成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和七年六月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 調査を行った者 杉並区  
の名称

二 調査を行った期間 令和四年六月から令和五年一月まで

三 成果の名称 杉並区（高円寺南四丁目地区）の街  
区境界調査図及び街区境界調査簿

四 調査を行った地域 杉並区高円寺南四丁目地区

五 認証年月日 令和六年十一月一十四日

変更の内容	
変更の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とする。

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一一一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価一本号  
(郵送料を含む) 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円印刷所勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
○三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク  
リサイクルマーク